

あきた♡とも家事

企業向け

川柳
コンテスト

男性の家事・育児参画には、職場の理解やサポートが不可欠です。社内で「とも家事」について話し合うきっかけを作り、風通しの良い職場づくりに繋がいませんか？

楽しいも、モヤモヤも、一句に！
一句から始める、働きやすい職場づくり

入賞企業には
「とも家事」取組促進費
最大**25万円**
を進呈！

テーマ

職場で進めるとも家事

例「育休を 取ると言えない この空気」「制度あり 取れない空気 今変える」



応募
締切

10月12日 月祝

応募資格

- ✓ 秋田県内に本社、支社、または営業所を有する企業
- ✓ 過去3年間に於いて、労働基準法、労働安全衛生法、女活法等の関係法令の重大な違反をしていないこと
- ✓ 秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないこと
- ✓ 暴力団等の反社会的勢力に該当、または所属したことがなく、これらの者と関係を有していないこと

※応募資格を満たさないことが判明した場合は、受賞を取り消す場合がございます

取組促進費

最優秀賞
(1社)
優秀賞
(3社)

250,000円
100,000円

進呈

進呈する取組促進費は、「とも家事」推進に向けた社内での取組に活用していただきます(後日、取組状況に関するアンケートを実施)
活用例: 男性育休取得者の同僚への奨励金、社内研修費用、社員の資格取得費用補助等(一部充当も可)

「あきたとも家事川柳コンテスト」応募方法

下記のいずれかの方法でご応募ください。
※1社につき3句まで(入賞は1社1句まで)ご応募いただけます。

1. Googleフォーム

右のQRコードの専用フォームよりご応募いただけます。



2. メール

①～③をご明記の上、下記のアドレスまたは右のQRコードよりお送りください。
tomokaji.akita@gmail.com



3. FAX

チラシ裏面の応募フォームを送信してください。

応募の際の
記載事項

- ①応募作品 ②作品にまつわるエピソードや作品に込めた思い ③企業名 ④住所 ⑤従業員数(男女別) ⑥業種 ⑦取組促進費の活用方法 ⑧担当者所属・氏名・連絡先(TEL・メールアドレス)

【注意事項】応募作品は、自作のもので未発表のものに限ります/原則として、五、七、五の17字で作句してください/応募作品の著作権は秋田県に帰属するものとし、県の広報で使用する場合があります/応募者の個人情報、本事業の実施目的以外には使用しません/複数の企業から同じ内容の作品の応募があり、その作品が入賞した場合は、抽選により入賞企業を決定します





FAX 018-824-5660

あきた♡とも家事 企業向け 川柳 コンテスト



10月12日月祝



職場で進めるとも家事

＜FAX用応募フォーム＞

【注意事項】◎応募作品は、自作のもので未発表のものに限ります。◎原則として、五、七、五の17字で作句してください。◎応募作品の著作権は秋田県に帰属するものとし、県の広報で使用する場合があります。◎応募者の個人情報は、本事業の実施目的以外には使用しません。◎複数の企業から同じ内容の作品の応募があり、その作品が入賞した場合は、抽選により入賞企業を決定します。

●1社につき3句までご応募いただけます(入賞は1社1句まで)

応募作品①	
作品にまつわる エピソードや 作品に込めた思いを ご記入ください	
応募作品②	
作品にまつわる エピソードや 作品に込めた思いを ご記入ください	
応募作品③	
作品にまつわる エピソードや 作品に込めた思いを ご記入ください	

●以下項目を全て記載のうえご応募ください

ふりがな			
企業名			
住所	〒 -		
従業員数	人 (男性	人) (女性	人)
業種			
取組促進費の 活用方法			
担当者氏名	(所属)		
電話番号			
メールアドレス			

●応募資格は全て満たしていますか？(チェック必須)



- ◎秋田県内に本社、支社、または営業所を有する企業である。
- ◎過去3年間に於いて、労働基準法、労働安全衛生法、女活法等の関係法令の重大な違反をしていない。
- ◎秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がない。
- ◎暴力団等の反社会的勢力に該当、または所属したことがなく、これらの者と関係を有していない。

※応募資格を満たさないことが判明した場合は、受賞を取り消す場合がございます